

警察本部
警察学校
各警察署

改正

昭和40年5月本部訓令第15号
昭和40年11月本部訓令第19号
昭和42年7月本部訓令第12号
昭和42年10月本部訓令第21号
昭和43年5月本部訓令第13号
昭和43年7月本部訓令第20号
昭和43年8月本部訓令第23号
昭和43年11月本部訓令第26号
昭和44年3月本部訓令第5号
昭和54年7月本部訓令第10号
昭和55年4月本部訓令第4号
平成6年4月本部訓令第11号
平成6年12月本部訓令第22号
平成6年12月本部訓令第24号
平成8年8月本部訓令第9号
平成10年2月本部訓令第3号
平成10年9月本部訓令第18号
平成10年11月本部訓令第21号
平成13年3月本部訓令第4号
平成14年5月本部訓令第18号
平成19年6月本部訓令第17号
平成20年5月本部訓令第10号
平成21年9月本部訓令第12号
平成22年7月本部訓令第12号
平成24年3月本部訓令第6号
平成25年8月本部訓令第13号
平成26年8月本部訓令第22号
平成29年3月本部訓令第4号
令和元年6月本部訓令第1号
令和3年3月29日本部訓令第17号
令和4年3月10日本部訓令第1号
令和5年3月1日本部訓令第8号

自動車運転免許試験実施規程

(目的)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び青森県道路交通規則（平成10年9月青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。）に基づき、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の行う運転免許試験（以下「試験」という。）の実施について必要な事項を定め、試験の適正な運営を図ることを目的とする。

(試験場の名称及び位置)

第2条 県規則第24条第1項に規定する試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 青森県青森自動車運転免許試験場 青森市大字三内字丸山198番地4

- (2) 青森県弘前自動車運転免許試験場 弘前市大字大久保字西田38番地2
 - (3) 青森県八戸自動車運転免許試験場 八戸市城下1丁目16番25号
 - (4) 青森県むつ自動車運転免許試験場 むつ市中央1丁目19番1号
- (試験官)

第3条 青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「課長」という。）は、試験が確実かつ迅速に行われるよう青森県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に勤務する警察職員のうちから、試験の都度、主任試験官、適性試験官、学科試験官及び技能試験官を指名するものとする。

2 主任試験官は、適性試験官、学科試験官及び技能試験官を指揮監督するとともに、試験事務の公正、適正な運営に努めなければならない。

(試験日及び試験種類)

第4条 第2条に規定する試験場における試験日は、次の表に定めるとおりとする。

試験場の名称	試験日
青森県青森自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については月曜日から木曜日までの4日間とする。
青森県弘前自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第1金曜日及び第3金曜日を除く。
青森県八戸自動車運転免許試験場	月曜日から金曜日までの5日間。ただし、毎月第2金曜日及び第4金曜日を除く。
青森県むつ自動車運転免許試験場	火曜日

2 試験日が青森県の休日に関する条例（平成元年3月青森県条例第3号）に規定する休日に当たるとき及び公安委員会が特に必要と認めるときは、試験を行わないものとする。

3 試験場における受付時間及び試験種類は、別表第1のとおりとする。

4 第1項の試験日を変更するときは、その都度、公安委員会の掲示板に掲示して公示するものとする。

(申請書の受理)

第5条 運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者の免許申請書及び運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため審査を受けようとするものの限定解除審査申請書の受理は、試験の当日、試験場において行うものとする。

2 免許を受けようとする者の免許申請書の受理は、規則第17条第2項に規定する書類及び写真を確認の上、行うものとする。ただし、受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者の免許申請書の受理は、現に受けている免許に係る免許証（仮運転免許証を含む。）を提示させて行うものとし、規則第17条第2項に規定する書類及び写真の確認は要しないものとする。

(試験要領の説明)

第6条 主任試験官は、受験者に対し、次に掲げる事項について説明するものとする。

- (1) 試験の順序
- (2) 試験上の注意事項
- (3) 合格発表予定時間
- (4) その他必要な事項

(適性試験)

第7条 適性試験は、適性試験官が、規則第23条に規定する科目について行い、合格者に対しては、免許を受けようとする者の免許申請書の適性試験結果表の実施した科目欄に適性試験官が記名するものとする。

2 身体障害者に対する適性試験は、別に定める身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準により技能試験官が行うものとする。この場合、身体障害者適性試験（運動能力）申請書（第1号様式）、身体障害者適性試験（運動能力）判断結果表（第2号様式）及び身体障害者適性試験（運動能力）判断表（第3号様式）を使用するものとする。

3 適性試験が終了したときは、主任試験官は、その状況を課長に報告し、決裁を得なければならない。

(学科試験問題の選定及び出題)

第8条 学科試験問題は、課長が試験ごとに選定し、出題するものとする。

(学科試験の時間)

第9条 学科試験の時間は、次のとおりとする。

(1) 仮免許、小型特殊免許及び原付免許の学科試験 30分

(2) 上記以外の免許の学科試験 50分

(学科試験の説明)

第10条 学科試験官は、学科試験の開始前に受験者に対し、次の事項について説明するものとする。

(1) 答案用紙(第4号様式及び第4の2号様式)の記載要領

(2) 答案用紙及び試験問題の提出時間並びにその提出方法

(3) その他必要な事項

(答案用紙の回収)

第11条 学科試験官は、答案用紙を回収するときは、当該答案用紙及び試験問題を直接受験者から回収するものとする。

(採点等)

第12条 学科試験の採点は、学科試験官が主任試験官立会いの下に行うものとする。

2 学科試験の結果は、運転免許試験成績表(第5号様式)により明らかにしておかなければならない。

(技能試験)

第13条 技能試験は、規則第23条の2、同第24条及び別に定める運転免許技能試験実施基準により行うものとする。

2 技能試験は、免許種類ごとに別表第1の2のとおり曜日を指定して行うものとする。

3 技能試験の受験者が不合格となった場合は、当該受験者の希望日を確認した上で、次回試験日を指定するものとする。

(試験コースの指定)

第14条 当日の試験コースは、課長が指定するものとする。

(試験コースの明示)

第15条 技能試験官は、前条により指定された試験コースを掲示板等により明示し、受験者にあらかじめ周知するものとする。

(技能試験の説明)

第16条 技能試験官は、受験者に対して試験開始前、次に掲げる事項について説明するものとする。

(1) 試験中の事故防止

(2) 試験課題履行条件及び試験中止事項

(3) 試験コースの走行順路

(4) その他試験実施について必要な事項

(試験官の同乗及び観察)

第17条 技能試験官は、規則第24条第4項各号に定める運転能力を正確に観察し評価するとともに、非常の場合に補助操作をするため、同条第8項の規定に基づき、試験中、試験車両の助手席に乗車するものとする。ただし、運転席の横に運転者以外のものの乗車する設備のない試験車両については、運転能力を正確に観察できる場所において、又は他の車両に乗車して追尾するなどして観察するものとする。

(受験者の確認)

第18条 技能試験官は、運転免許申請書に貼付の写真、その他により受験者が申請者本人であることを確認しなければならない。

2 技能試験官は、路上試験を開始するときは、受験者の運転免許証(仮運転免許証を含む。)を確認しなければならない。

(受験者の同乗)

第19条 技能試験官は、次に受験する者1名以上を同乗させて試験を行わなければならない。ただし、

二輪型のもの又は特殊自動車などで、運転席が狭く、次に受験する者が同乗する余地のない車両については、この限りでない。

- 2 試験を最後に受ける者の場合は、試験を終了した者を同乗させて行わなければならない。ただし、試験を終了した者がいない場合は、この限りでない。

(技能試験成績表の記入)

第20条 技能試験官は、試験中観察した事項を、その都度技能試験成績表(第6号様式又は第7号様式)に朱書しなければならない。

(採点上の留意事項)

第21条 採点に当たっては次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 技能試験成績表に記入するときは、受験者の運転状態を正確に記録し、観察できなかった事項を想像で記入しないこと。
- (2) 試験中に受験者がコースを忘れ、又は間違えて、技能試験官に教示を求めた場合は、コース違いの減点はしないものとする。
- (3) 試験中止の事由のいずれかに該当したときは、直ちに試験を中止し技能試験成績表にその結果を明らかにすること。

(合否の決定)

第22条 技能試験官は、個々の試験終了直後、技能試験成績表に記載された減点数を集計し、規則第24条第5項各号に定めるところにより合否を決定するものとする。

(棄権の取扱い)

第23条 適性試験、学科試験及び技能試験を受ける者が、当該試験開始時までには当該試験を行う場所に集合しないときは、棄権として取り扱うことができる。ただし、適性試験及び技能試験については、当該試験の終了時までには集合したときはこの限りでない。

(試験の結果発表等)

第24条 適性試験、学科試験及び技能試験の結果発表は、各試験終了後、主任試験官の確認を得た上で速やかに行うものとする。

- 2 各試験の合格者のうち、他の試験を受験するものには、当該試験の実施に必要な事項を指示、説明するものとする。
- 3 試験の合格者に対しては、運転免許証交付上必要な手続き及び安全運転上必要な事項を指導しなければならない。

(合格証明書の交付)

第25条 試験の合格者で、運転免許証を即日交付できない者に対しては、運転免許試験合格証明書(第8号様式)を交付するものとする。

(試験実施指定書の交付)

第26条 課長又は主任試験官は、受験者に対し、試験実施の日時を指定する必要が生じた場合は、自動車運転免許試験実施指定書(第9号様式)を交付するものとする。

(不正受験の取扱い)

第27条 試験係員は、法第97条の3及び県規則第26条第1項各号に掲げる不正の手段並びに試験官に金品を贈与するなどして、不正に試験を受け又は受けようとした者(以下「不正受験者」という。)を発見したときは、その者の試験を停止し、直ちに課長に報告しなければならない。

- 2 不正受験者に対し、期間を定めて受験停止を行う場合の受験停止基準は、不正受験者に対する受験停止期間の量定基準(別表第2)によるものとする。

(細目的事項)

第28条 この規程に規定するもののほか、細目的事項は、別に定める。

附 則(平成19年本部訓令第17号)

この訓令は、平成19年6月2日から施行する。

附 則(平成20年本部訓令第10号)

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年本部訓令第12号)

この訓令は、平成21年10月4日から施行する。

附 則(平成22年本部訓令第12号)

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年本部訓令第6号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年本部訓令第13号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定、第2号様式の改正規定及び第3号様式の改正規定は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年本部訓令第22号）

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成29年本部訓令第4号）

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和元年本部訓令第1号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日本部訓令第17号）

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月10日本部訓令第1号）

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和5年3月1日本部訓令第8号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

試験場	受付時間	試験種類
青森県青森自動車運転免許試験場	午前8時30分から午前9時30分までとする。 ただし、法第97条の2第1項第3号に定める「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については午前8時30分から午前9時15分まで、法第97条の2第3項に定める「外国免許を有する者」については午後1時から午後1時30分までとする。	大型第二種免許
青森県弘前自動車運転免許試験場	午前8時30分から午前9時30分までとする。 ただし、法第97条の2第1項第3号に定める	中型第二種免許
青森県八戸自動車運転免許試験場	「特定失効者」及び同項第5号に定める「特定取消処分者」については、午前8時30分	普通第二種免許
青森県むつ自動車運転免許試験場	から午前9時15分までとする。	大型特殊第二種免許 牽引第二種免許 大型免許 中型免許 準中型免許 普通免許 大型特殊免許 牽引免許 大型二輪免許 普通二輪免許 小型特殊免許 原付免許 仮免許

注) 1 青森県青森自動車運転免許試験場は、適性試験、学科試験及び技能試験を行う。

2 青森県弘前自動車運転免許試験場、青森県八戸自動車運転免許試験場及び青森県むつ自動車運転免許試験場は、技能試験が免除される者に対する適性試験及び学科試験を行う。

別表第1の2 (第13条関係)

免許種類	曜日	実施曜日				
		月	火	水	木	金
大型第二種免許			○			○
中型第二種免許			○		○	
普通第二種免許	○		○			
大型特殊第二種免許			○		○	
牽引第二種免許				○		○
大型免許				○		○
中型免許	○			○		○
準中型免許			○		○	
普通免許	○			○		○
大型特殊免許			○	○	○	
牽引免許				○		○
大型二輪免許	○				○	
普通二輪免許	○				○	
大型仮免許				○		○
中型仮免許	○		○		○	
準中型仮免許			○		○	
普通仮免許	○			○		○

別表第2 (第27条関係)

不正受験者に対する受験停止期間の量定基準

不正の態様		受験停止の期間
1 受験者相互又は第三者との間に不正の通謀をなした者	(1) 答案の交換を行った者	8月から10月
	(2) 受験番号の交換を行った者	同上
	(3) 答案を他の受験者に写させた者	同上
	(4) 暗号等により通謀した者	8月から1年
	(5) 上記以外の方法により通謀した者	4月から6月
2 受験者相互又は第三者をして身替りに受験し、又はさせた者	(1) 適性試験時に行った者	10月から1年
	(2) 学科試験時に行った者	同上
	(3) 技能試験時に行った者	同上
3 学科試験において盗み見等の行為をした者	(1) 他人の答案を書き写した者	4月から6月
	(2) 他人の答案と対照した者	同上
4 その他不正の手段により試験係員を誤信させるような行為をした者	(1) 参考書、カンニング用メモ等により不正行為をした者	10月から1年
	(2) 試験申請書に現に受けている免許を故意に記載しない者	同上
	(3) 住民票の写しに記載の生年月日等を改ざんして提出した者	同上
	(4) 他人の住民票の写しを提出した者	同上
	(5) 免許証の記載内容(免許種別、免許年月日、氏名等)の記載事項を改ざんして提出した者	同上

	(6) 運転免許経歴証明書の記載内容を改ざんして提出した者	同上
	(7) 試験の一部を免除する証明書を偽造又は変造して提出した者	同上
5 免許試験に関して、試験係員に金品を贈与した者		1年

第1号様式（第7条関係）

<p>身体障害者適性試験（運動能力）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">本籍・国籍等 _____</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">生年月日 _____ 年 月 日生</p>		
現に受けている免許種類	大型 ¹ / ₂ ・中型 ¹ / ₂ ・準中型・普通 ¹ / ₂ ・大特 ¹ / ₂ ・牽引 ¹ / ₂ ・大自二・普自二・原付・小特	
判断を必要とする免許種類及び事由	大型 ¹ / ₂ ・中型 ¹ / ₂ ・準中型・普通 ¹ / ₂ ・大特 ¹ / ₂ ・牽引 ¹ / ₂ ・大自二・普自二・原付・小特 ----- 事由： 更新 ・ 免許取得 ・ 失効受験 ・ 臨時	
障害年月日 部位、程度	障害年月日	年 月 日頃（ 歳頃）
	原因	----- -----
	障害部位	-----
	障害程度	身体障害 級
備 考		

注) 1 本籍・国籍等には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式（第7条関係）

身体障害者適性試験（運動能力）判断結果表		第 号 年 月 日
		青森県公安委員会 印
判断年月日	年 月 日	
試験場名	青 森 ・ 弘 前 ・ 八 戸 ・ む つ	
適性試験申請者	本籍・国籍等	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
現に受けている免許種類	大型 $\frac{1}{2}$ ・中型 $\frac{1}{2}$ ・準中型・普通 $\frac{1}{2}$ ・大特 $\frac{1}{2}$ ・牽引 $\frac{1}{2}$ ・大自二・普自二・原付・小特 年 月 日交付	
判断を必要とする免許種類及び事由	大型 $\frac{1}{2}$ ・中型 $\frac{1}{2}$ ・準中型・普通 $\frac{1}{2}$ ・大特 $\frac{1}{2}$ ・牽引 $\frac{1}{2}$ ・大自二・普自二・原付・小特 事由： 更新 ・ 免許取得 ・ 失効受験 ・ 臨時	
判断結果	
担当試験官	主任試験官	
	技能試験官	

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 第3号様式（第7条関係）

身体障害者適性試験（運動能力）判断表

判断年月日	年 月 日							
試験場名	青森・八戸・弘前・むつ							
適性試験申請者氏名								
現に受けている免許種類	大型 ¹ / ₂ ・中型 ¹ / ₂ ・準中型・普通 ¹ / ₂ ・大特 ¹ / ₂ ・牽引 ¹ / ₂ ・大自二・普自二・原付・小特							
判断を必要とする免許種類及び事由	大型 ¹ / ₂ ・中型 ¹ / ₂ ・準中型・普通 ¹ / ₂ ・大特 ¹ / ₂ ・牽引 ¹ / ₂ ・大自二・普自二・原付・小特							
	事由：更新・免許取得・失効受験・臨時							
判断事項 四肢体幹 原因・状況	手	右・左	握力	右・左	足	右・左	踏力	右・左
							障害部位図	
								
							右 左	
								
	判断結果							
担当試験官	主任試験官							
	技能試験官							

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
第4号様式（第10条関係）

答 案 用 紙

受験日	年 月 日
フリガナ	
氏 名	

マーク記入例

良い例 悪い例
 細い 短い ななめ
 はみだし

マーク記入上の注意事項

- このカードはコンピュータで処理しますので、試験官の指示どおり記入して下さい。
- カードは折ったり丸めたり汚したりしないで下さい。
- マークは鉛筆（HB）で、わく内に太く、強く記入し、消す場合は、あとが残らないようにきれいに消して下さい。

①試験場所		青森	八戸	弘前	むつ																	
②受験種別		大	中	準中	普	大	大自	普自	大自	中自	普自	大特	けん引									
③受験者区分		数Ⅰ 数Ⅱ 数Ⅲ 数Ⅳ 数Ⅴ 数Ⅵ 数Ⅶ 数Ⅷ 数Ⅷ 数Ⅸ 数Ⅹ																				
④教育所コード	拾	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
	老	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
⑤受験番号	拾	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
	老	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
⑥整理番号	千万	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
	百万	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
	拾万	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
	万	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
	千	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
	百	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
	拾	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
	老	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
⑦生年月日	元 号	大正 昭和 平成																				
	年	拾	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9										
	老	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
	月	拾	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9										
	老	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
日	拾	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
	老	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
⑧性別	男											女										
⑨問題番号	拾	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											
	老	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9											

かきとり	解 答 欄	正 誤	正 誤	正 誤	正 誤
		1	24	47	70
		2	25	48	71
		3	26	49	72
		4	27	50	73
		5	28	51	74
		6	29	52	75
		7	30	53	76
		8	31	54	77
		9	32	55	78
		10	33	56	79
		11	34	57	80
		12	35	58	81
		13	36	59	82
		14	37	60	83
		15	38	61	84
		16	39	62	85
		17	40	63	86
		18	41	64	87
		19	42	65	88
		20	43	66	89
		21	44	67	90
		22	45	68	
23	46	69			
		正 誤	正 誤	正 誤	正 誤
91-(1)		91-(2)	91-(3)		
92-(1)		92-(2)	92-(3)		
93-(1)		93-(2)	93-(3)		
94-(1)		94-(2)	94-(3)		
95-(1)		95-(2)	95-(3)		

記入しないで下さい。

青森県公安委員会

第4の2号様式（第10条関係）

答 案 用 紙

受験日	年 月 日
-----	-------

フリガナ	
氏名	

マーク記入例

良い例 悪い例

細い 短い ななめ

はみだし

マーク記入上の注意事項

- このカードはコンピュータで処理しますので、試験官の指示どおり記入して下さい。
- カードは折ったり丸めたり汚したりしないで下さい。
- マークは鉛筆（HB）で、わく内に太く、強く記入し、消す場合は、あとが残らないようにきれいに消して下さい。

① 試験場所		青森 八戸 弘前 むつ
② 受験種別		小 原 特 付
③ 受験者区分		一般
④ 教習所コード		
⑤ 受験番号	国	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	都	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	道	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
⑥ 整理番号	千万	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	百万	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	拾万	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	万	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	千	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	百	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
⑦ 生年月日	元 号	大正 昭和 平成
	年	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	月	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
日	日	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
	日	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
⑧ 性別		男 女
⑨ 問題番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

かきとり	解 答 欄		正	誤		正	誤
		1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	24	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	25	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	26	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	27	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	28	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	29	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	30	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	31	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	32	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	33	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	34	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	35	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	36	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	37	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	38	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	39	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	41	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		19	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	42	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		20	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	43	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		21	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	44	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	45	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	46	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		正	誤	正	誤	正	誤
		47-(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	47-(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		48-(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	48-(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		47-(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	48-(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

記入しないで下さい。

青森県公安委員会

第5号様式（第12条関係）

技能試験成績表(場内)

月 日	免 許 種 類											条 件 等		受験番号	試験官	
	大	中	準	普	大	準	普	大	準	普	特	準	A			T
減点項目	20					10					5					
安全措置 運転姿勢						措置(帯) 二輪姿勢 (席・ひざ・足・手・指・ひじ・ 着座・立ち(着座)姿勢					特別減点		措置 (ドア・鍵・ギア・ 手B・B・A変速・ 機具・スタンド) 四輪姿勢 (席・正対・保持・腕・ 上体・足)		特別減点	
発 進	逆行[中]					逆行[小]							Aむら (急発・ノック・空転) エンスト 発進手間どり			
速度維持						課題速度 (区間・急停止)					課題外速度		指定時間過不足 (台・運)			
合 図 安全確認						不確認 (発進・後退・周囲・巻き込み・変更・ 交差点・後方・踏切・脇見・降車・露出)					発進合図 (しない・続・もどし)		変更合図 (しない・続・ もどし・不適) 右左折合図 (しない・続・ もどし・不適)			
制 動	速過ぎ[大](速い・カーブ)					速過ぎ[小](速い・カーブ・波)					エンブレ(坂) クリーブ		エンブレ (断・前後) ブレーキ (溝・断・待・支・ 不円滑)			
操 向	ふらつき[大](S・半)					急ハンドル(急・バンク・接地) ふらつき[小](S・半・バランス) 曲線・バランス・屈折・バランス					切り返し 狭路切り返し (曲線・屈折・方向変換・脱路・踏端)					
車体感覚	側方間隔(巻・可・不・前) 脱輪[中]・接触[小]										停止位置(線・前・後) 巻き込み(二輪・離)		脱輪[小]			
通行区分													通行帯(右端・区分・線)			
進路変更						変更禁止(みだり・標示)					換路変更(しない・離・遅・右振)		交差点変更 (左しない・左遅・右振・二輪離・ 右しない・右遅・右離・左振)			
直 進 右左折等	徐行(右左折・優先路・広路・ 標識・見通・角・頂・坂) 進入禁止 (交差・横歩・標示・黄信号)					安全速度・方向別通行 優先判断 (左方・優先路・広路・右折・一体)					交差点内 (左大回り・右斜・右外・標示)					
歩行者保護等						泥はね運転										
最高速度 踏切通過 駐 車 等	合図車妨害 速度超過					警告器 急ブレーキ 車間距離・警報					踏切内変速 駐車措置(手B・スイッチ・ギア・機具) 駐停車方法(離・平行)					
減点小計																
採点結果	100 - () = () 合格・不合格・中止															
試験中止	逆行[大]・発進不能(4回・信号・停止・発進)・到達不能・区間超過・暴走・転倒・通過不能(4回・合・進・放・狭) 脱輪[大]・接触[大]・右側通行(区分・油越し・はみ寄・降車)・安全地帯等・後車妨害(妨害・時機) 信号(赤出・黄出)・進行妨害(左方・優先路・広路・右折・一体)・横断等禁止・一時不停止・安全間隔(間隔・徐行) 踏切不停止(手前・立入・内)・油越し・割込み・安全確保・減点超過・試験官補助(ブレーキ・ハンドル・指示・装置)・指示違反															
備 考																

第7号様式(第20条関係)

技能試験成績表(路上)

月 日	免 許 種 類								受験番号	試験官	
	大 二	中 二	普 二		大 型	中 型	準 中 型	普 通			
			MT	AT				MT			AT
減点項目	20			10				5			
安全措置 運転姿勢				措置(帯)				特別減点	措置 (ドア・鏡・ギア・ 手B・B・A変速) 四輪姿勢 (席・正対・保持・ 腕・上体・足)	特別減点	
発 進	逆行[中]			逆行[小]				エンスト (路上) 発進手間どり (路上)		Aむら (急発・ノック・空転) エンスト(場内)	
速度維持								課題外速度			
合 図 安全確認				不確認 (発進・後退・周回・巻き込み・変更・ 交差点・環状交差点・後方・踏切・ 脇見・降車・掘出)				発進合図 (しない・鏡・もどし) 変更合図 (しない・鏡・もどし・ 不適) 右左折合図 (しない・鏡・もどし・ 不適) 環状合図(しない・ 鏡・もどし・不適)			
制 動	速過ぎ[大](速い・カーブ)			クリーブ(路上) 速過ぎ[小](速い・カーブ)				エンブレ(坂) クリーブ(場内)	エンブレ(断・前後) ブレーキ(横・断・ 待・停車・不円滑)		
操 向				切り返し(路上) 急ハンドル ふらつき[小](S・半)				切り返し(場内)			
車体感覚	側方間隔(移・可・不・前) 脱輪[中] 接触[小]			巻き込み(二輪・離) 脱輪[小](路上)				停止位置(線・前・後) 脱輪[小](場内)			
通行区分	路側帯			通行帯(右端・区分・線・低速) 追いつかれ(増速・避譲) バス等優先(入・出) 軌道敷内(通・内)							
進路変更	変更禁止(みだり・標示)			交差点変更 (左しない・左遷・右振・右しない・ 右遷・右離・左振)							
直 進 右 左 折 等	徐行(電車・右左折・環状・優先路・ 広路・標識・見通・角・頂・坂) 方向別通行 進入禁止(交差・横歩・標示・黄旗 等) 優先判断(左方・優先路・広路・右 折・環状・一併)			安全速度 課題不履行(指・直・転)				交差点内 (左大回・右斜・右外・標示・環状・ 環状標示)			
歩行者保護等	横断者保護(直前速度・追抜・安地)			泥はね運転							
最高速度 踏切通過 駐車等	緊急車妨害 合図車妨害(進路・バス) 速度超過・駐停車違反			警告器・急ブレーキ・車間距離 駐停車方法(離・路側帯・平行) 安全意識・警報 駐車違反				踏切内変速 駐車措置(手B・スイッチ・ギア)			
減点小計											
採点結果	100 - () = () 合格 ・ 不合格 ・ 中止										
試験中止	逆行[大]・発進不能(4回・信号・停止・発進)・暴走・ふらつき大(S・半)・通過不能(4回・路上) 脱輪[大]・接触[大]・右側通行(区分・追越し・はみ禁・障害)・安全地帯等・後車妨害(幼童・時機) 信号(赤出・貫出)・進行妨害(左方・優先路・広路・右折・環状・一併)・横断等禁止(妨害・標識)・一時不停止 歩行者保護(歩道・妨害・乗客・進路・停車・横断・身・老・弱・バス)・安全間隔(間隔・徐行) 踏切不停止(手前・立入・内)・追越し・側込み・安全義務 進行禁止・減点超過・試験官補助(ブレーキ・ハンドル・指示・装置)・指示違反										
備 考											

第8号様式(第25条関係)

運転免許試験合格証明書	
免許種類	免許
受験年月日	年 月 日
受験番号	
合格者氏名	
免許証交付	場所
	年月日
	時間
青森県公安委員会 印 (青森県警察本部交通部運転免許課) 青森市大字三内字丸山198-4 TEL017(782)0081	

免許証の交付を受けるときは、次のものを用意してください。

(1) 免許証(仮免許証も含む。) (2) この証明書
 この合格証明書では運転できません。運転をすれば無免許運転となります。
 合格した日から一年間を経過すると、免許証は交付されません。

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A5縦長とする。
 第9号様式(第26条関係)

自動車運転免許試験実施指定書	
免許種類 (受験番号)	()
受 験 年 月 日	年 月 日
受 験 し た 試 験 場	試 験 場
受 験 者 氏 名	
指 定 試 験 種 類	
指 定 試 験 実 施 日	年 月 日
<p>上記のとおり、自動車運転免許試験の試験実施日を指定する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">青森県公安委員会 印</p>	
<p>備考</p> <p>1 受験の際は、次のものを用意してください。</p> <p>(1) この実施指定書</p> <p>(2) 免許証 (免許証のない方は、本籍が記載された住民票の写し)</p> <p>2 やむを得ない理由により、指定試験実施日に受験できなくなった場合は、青森県警察本部交通部運転免許課に連絡してください。</p> <p>3 問合せ先</p> <p>青森市大字三内字丸山198番地4</p> <p>青森県警察本部交通部運転免許課 TEL017(782)0081</p>	

注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。